

築上町告示第103号

令和2年第4回築上町議会臨時会を次のとおり招集する

令和2年7月30日

築上町長 新川 久三

- 1 期 日 令和2年8月6日
 - 2 場 所 築上町役場議事堂
-

○開会日に応招した議員

吉原 秀樹君	江本 守君
池永 巖君	鞆野 希昭君
工藤 久司君	北代 恵君
宗 晶子君	丸山 年弘君
信田 博見君	田原 宗憲君
塩田 文男君	武道 修司君
池亀 豊君	田村 兼光君

○応招しなかった議員

令和2年 第4回 築上町議会臨時会 会議録 (第1日)

令和2年8月6日 (木曜日)

議事日程 (第1号)

令和2年8月6日 午前10時00分開会

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 諸般の報告

①議長の報告 (提出された案件の報告)

日程第4 議案第60号 専決処分について (令和2年度築上町一般会計補正予算 (第5号) について)

日程第5 議案第61号 工事請負契約の締結について

日程第6 議案第62号 工事請負契約の締結について

本日の会議に付した事件

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 諸般の報告

①議長の報告 (提出された案件の報告)

日程第4 議案第60号 専決処分について (令和2年度築上町一般会計補正予算 (第5号) について)

日程第5 議案第61号 工事請負契約の締結について

日程第6 議案第62号 工事請負契約の締結について

出席議員 (14名)

1番 吉原 秀樹君

2番 江本 守君

3番 池永 巖君

4番 鞆野 希昭君

5番 工藤 久司君

6番 北代 恵君

7番 宗 晶子君

8番 丸山 年弘君

9番 信田 博見君

10番 田原 宗憲君

11番 塩田 文男君

12番 武道 修司君

13番 池亀 豊君

14番 田村 兼光君

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

局長 西田 哲幸君 課長補佐 横内 秀樹君
総務係長 城山 琴美君

説明のため出席した者の職氏名

町長 …………… 新川 久三君 副町長 …………… 八野 紘海君
教育長 …………… 久保ひろみ君 総務課長 …………… 元島 信一君
財政課長 …………… 椎野 満博君 学校教育課長 …………… 野正 修司君
建設課長 …………… 神崎 秀一君 都市政策課長 …………… 首藤 裕幸君

午前10時00分開会

○議長（武道 修司君） おはようございます。ただいまの出席議員は14名です。定足数に達していますので、令和2年第4回築上町議会臨時会を開会いたします。

新川町長から行政報告の申出がありますので、これを許します。新川町長。

○町長（新川 久三君） 皆さん、おはようございます。臨時議会ということで一応、契約案件と災害関係、それから学校のコロナ関係の補正予算を専決させていただいたのが、今日の臨時議会の案件でございます。

行政報告ということで、もう本当に長い梅雨で、6月は熊本県を中心に九州の南のほうで甚大な被害が出てきたと。そして、7月になりましたら福岡県、それから大分県の日田辺り、筑後川の氾濫というようなことで久留米、大牟田を中心に県南のほうで甚大な被害が出ておるところでございます。

本町におきましては、大雨警報が度々出されましたが、大きい人的な被害、それから家屋の被害というのが1件だけ床下浸水がございました。あとは田んぼのほうは畦畔が壊れたとか、それからあとは山手の林道、それから河川の若干の水圧によって、県営河川でございますけれども、町管理の井堰の横の護岸が傷んだと、そういう形で通常、皆さんのお手元にも配付させていただいておりますけれども、37か所ほど一応被害という形で計上いたしておるところでございます。

これのいわゆる調査とか、いろんな経費を専決処分させていただいたところでございます。

もう一つは、職員の不適切な事務処理において一応、職員を懲戒処分したところでございますけれども、事件の概要は昨年度から令和2年3月31日までに企画振興課に在籍しておいた係長が公文書を偽造し、福岡県から補助金を受給するという法令に違反する不適切な事務処理の発覚が5月29日、出納閉鎖の日ですけれども、発覚をいたしまして、そして事件の概要は一応、個性ある地域づくり推進事業ということで県から補助を頂いて、上城井地区で実施しておる事業の分で事業費の支払いがもうほとんどされていなかったと。支出負担行為さえされていなかったというふうなことで県への実績報告を偽って、払ったような偽りで公文書を偽造して県への報告をしておいたという事実でございます。

これに対しまして、懲戒処分という形で懲戒委員会を開いて一応、停職6か月というふうなことで非常に県への不信といいますか、それから町民への不信というふうなことで、法令を守らなきゃならない職員が守らなくて公文書を偽造したということで、県のほうにも照会したら公文書偽造は刑事訴訟法にも当たるんですけれども、県はもう告発しないという一つの方針を立てていただいて、町のほうも本人が損害金、県への返還を、280万円ほど県から補助金を頂いておりますが、これを町が返還すると、そして町のほうは損害賠償をしないでも本人からも自主的に納めたというふうなこと。

それから、本人から依願退職が出されておりましたけれども、これを保留にしております、処分と同時に依願退職を認めたということで処分は停職6か月でございましたけれども、そういうことで本当に不名誉な事件を——これはもう事務の怠慢から起こしたものでございますし、本来なら3月時点で気づいて早くすれば間に合ったのを、これを自分が異動されているにもかかわらず、そのまま隠蔽しておいたというようなことで、異動の引継ぎにでも書いておけばすぐに処理できたものができていなかったというふうなことでございますので、そういうことで当該人を一応そういう処分と、それから依願退職を認めたという形になります。なお、上司であります当時の課長と課長補佐につきましては、給与の1か月分の10分の1を減給という形で処分をいたしたところでございます。

あと再発防止につきましては、公文書の管理、予算の執行管理について、関係部署で再発防止策を検討して検討委員会を設けながら、今後こういうことのないようにやっていこうということで強い決意でございますので、以上、御報告を申し上げたいと思います。

以上でございます。

○議長（武道 修司君） これで、行政報告が終わりました。

これより、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長（武道 修司君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本臨時会の会議録の署名議員は、会議規則第125条の規定により、9番、信田博見議員、10番、田原宗憲議員を指名いたします。

日程第2. 会期の決定

○議長（武道 修司君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

議会運営委員会の報告を求めます。塩田議会運営委員長。塩田委員長。

○議会運営委員長（塩田 文男君） 議会運営委員会の報告をいたします。

8月5日、議会運営委員会を開催し、お手元に配付の会期日程案のとおり決定いたしました。

会期は、本日8月6日、1日限りとすることが適当だと決定いたしましたので、御報告いたします。

以上です。

○議長（武道 修司君） お疲れ様でした。議会運営委員会委員長の報告が終わりました。

お諮りします。本臨時会の会期は、委員長報告のとおり、本日8月6日、1日限りと決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武道 修司君） 異議なしと認めます。よって、会期は本日8月6日、1日限りと決定をいたしました。

日程第3. 諸般の報告

○議長（武道 修司君） 日程第3、諸般の報告をいたします。

本日提案されています議案は、お手元に配付していますように、議案第60号外2件です。

議事に入ります。

お諮りします。日程第4、議案第60号専決処分について（令和2年度築上町一般会計補正予算（第5号）について）から日程第6、議案第62号工事請負契約の締結についてまでを会議規則第39条第2項の規定により、委員会付託を省略し、本日即決したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武道 修司君） 異議なしと認めます。よって、議案第60号から議案第62号は委員会付託を省略し、本日即決することに決定をいたしました。

日程第4. 議案第60号

○議長（武道 修司君） 日程第4、議案第60号専決処分について（令和2年度築上町一般会計補正予算（第5号）について）を議題といたします。

職員の朗読に続いて、提案理由の説明を求めます。椎野財政課長。

○財政課長（椎野 満博君） 議案第60号専決処分について令和2年度築上町一般会計補正予算（第5号）について、令和2年7月19日付で専決処分したので、報告し、承認を求める。令和2年8月6日提出、築上町長新川久三。

○議長（武道 修司君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） 議案第60号は専決処分でございますけれども、本予算の一般会計補正予算（第5号）の専決でございます。

本予算案は、既定の歳入歳出予算の総額166億322万2,000円に歳入歳出それぞれ3,690万円を増額いたしまして、歳入歳出予算の総額を166億4,012万2,000円と定めるものでございます。

歳出の主なものは、先ほど御報告しましたけれども、7月の豪雨で被災した施設の災害復旧費と、それから新型コロナウイルス感染症対策の学校保健特別対策事業の一応、予算を専決したいところでございます。

なお、目別と申しますか、災害復旧の農地が大体200万円程度、それから農業用施設が1,250万円、林業施設が3,000万円、それから道路橋梁が7,900万円、それから学校保健特別対策事業1,150万円、このような歳出を専決させていただきました。

これに付随する歳入の主なものは、農地災害復旧事業費分担金が60万円、それから農林水産業施設災害復旧事業費分担金、これが125万円、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金525万円、学校保健特別対策事業費補助金525万円、それから特別交付税2,455万円を主な財源という形で充当させていただきたいところでございます。いずれも、災害については早急な原状復旧、それから国の災害査定を受けるために早急に予算化する必要がございました。

また、学校についても、夏休みを控えての予算化をしていかなきゃいかんだろうというようなことで一応、専決処分をさせていただいたところでございます。よろしく御審議を頂き、御承認を頂きますようお願いいたします。

○議長（武道 修司君） 椎野財政課長。

○財政課長（椎野 満博君） 財政課、椎野でございます。

先ほど町長の提案理由で御説明しましたが、金額に誤りがありましたので、訂正をさせていただきます。

林業施設費は「300万円」、道路橋梁費は「790万円」でございます。

以上です。

○議長（武道 修司君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑のある方。宗議員。宗議員、マイク。

○議員（7番 宗 晶子君） 災害復旧費について3点と、あと学校関係の予算について1点ございます。

まず、学校関係の予算を申し上げます。この後3点申し上げますので、ちょっと待ってください。答えないでくださいね。

学校関係の予算の具体的な内容を教えてください。町長が今、夏休みを控えての予算とおっしゃいましたが、なぜ夏休み前にこの予算をわざわざ専決までして計上されたのか。やはりよほど急ぐことだと思いますので、そのなぜ急ぐのかということをお教えください。まず、それが1点です。まだですよ。

あと3点あります。災害復旧費が合計で2,450万円が計上されております。その点について3点質問します。

今回の災害被害の特徴を教えてください。

そして2点目に、やはり住民から災害に関する通報とか、怖いという話もあるかもしれませんし、被害がこのようにあっているという話もあるかもしれませんが、災害対策本部が設置されている間、住民からの通報件数が何件あったのか。うち、道路とかでの被害は何件あったのか。同じく、災害対策本部を閉鎖してからの被害連絡件数をお答えください。それが2点目です。

3点目に、住民から通報がありました。そうしたら、町はまず総務課等で受けると思うんですけども、そういう被害の災害復旧に対してどのような流れで住民に回答がなされるのか、御教示いただければと思います。

以上、災害に3点、教育に1点、お願いいたします。

○議長（武道 修司君） 野正学校教育課長。

○学校教育課長（野正 修司君） 学校教育課の野正でございます。

まず、事業の内容から若干説明させていただきたいと思っております。

今回の築上町学校保健特別対策事業費補助金でございますが、文部科学省による学校保健特別対策事業費補助金を活用して学校再開に伴う感染症対策、学習保障等に係る支援事業でございます。補助対象経費の2分の1が国庫補助金で、残りの2分の1は地方創生臨時交付金が充当できます。児童生徒数が300人以下の学校の対象事業費は100万円、301人から500人が対象事業費150万円となっております。

本町では、築城小学校のみが対象事業費が150万円でございます、ほかの学校は100万

円となっております。今回の補正は、国の補助金を有効に活用するため、対象事業費プラス10万円を補助金として、各小中学校に交付する予定としております。

なぜ専決をされたのかという質問でございますが、国の事業の実施要領によれば、校長の判断で迅速かつ柔軟に対応することができるように経費を補助するということでございまして、これは学校の校長の判断でスムーズにその対策の経費を支出できるように、町としても学校へ補助金として交付する予定としておりますので、暑さ対策にも利用できる補助金でございますので、なるべく一日でも早く学校のほうに交付したいということで専決処分をしていただきました。

以上でございます。

○議長（武道 修司君） 元島総務課長。

○総務課長（元島 信一君） 総務課、元島でございます。

今回の災害の特徴なんですけれども、やっぱり7月の6日から14日ぐらいにかけて雨が多うございましたので、雨に伴う地盤の緩み等の関係で土砂災害といいますか、先ほど町長が申し上げましたけれども、田んぼの畦畔とかが崩れたりとか、河川の土砂が崩れたというのが特徴でございます。雨が寒田地区のほうで一日450ミリ、岩丸地区のほうで県の雨量計になりますけれども、約400ミリと降ってございましたけれども、大牟田市や久留米市等ではございました河川の氾濫等がございませんでしたので、そういう被害が特徴になっております。

また、2点目の、住民の方から期間の間にどれだけお問合わせがあったのかということにつきましては今、議会の資料を持っていませんので、ちょっと件数についてはお答えできません。

ただ、その期間中の被害状況の把握につきましては、床下浸水が1件、道路の冠水が1件、崖崩れということで6件の報告がございました。住民の方から報告を受けましたら、災害対策本部のほうで技術班とか総務班とかという4つの班がございまして、技術班のほうは建設課や産業課等の職員が対応しておりますので、電話を受けましてから職員がその現場のほうへ出向いて状況を把握するような仕組みを今取っております。

例えば、土のうが欲しいよという場合につきましては、消防団のほうに依頼をして土のうを持ってきていただくというような形を取っております。早急に被害を、応急的にすぐ緊急に土砂等をのけなきやいけないよとかいう場合があれば、建設業組合と協定を結んでおりますので、建設業組合のほうに重機の借上げ等をお願いして対応するということになっております。今回につきましては、その対応はございませんでした。

その後、雨が収まりましてから今度、建設課のほうで住民から通報を受けたところを再度また確認をしたり、自治会長さん等からの通報を受けた分のところを再度確認いたしまして、先ほど町長が申し上げましたように37件、期間中は8件ほどでしたんですけれども、最終的に大雨が終わった後に再度確認をしたら37件あったということです。

以上です。

○議長（武道 修司君） 宗議員。

○議員（7番 宗 晶子君） ありがとうございます。

まず、学校教育課ですね。暑さ対策とか夏休みに何かをなさると今おっしゃったんですけど、具体的に学校再開は、9月の再開に向けて休みの間に何か事業をするから、この予算をつけたとおっしゃったと思うんですが、具体的に何をするのか分からなかったの、もうちょっと具体的に教えてください。待ってくださいね。教えてください。

あと今、災害、もう一つ聞いたかったのは、住民の方はやはり例えば土砂崩れが起きたとかいったら、道路にかかっていたりしたら町の予算で直してあげられたりとか、例えば崖に家が建っていたりしていたら、その下が崩れたりして町道にかかっていたりとか県道にかかっていたりとかしたら、交付金で修理とか災害復旧ができますよね。そうである方とそうでない方といらっしやると思うんですけども、それをやはり通報があったら町でできますよ、県でできますよと。例えば、県とかだったら問合せしてから回答しますよというふうにお答えしないといけないですよ。その回答までの流れをお聴きしたいなと思ったのが1点です。

先ほど37件とおっしゃったし、まずは総務課で受けられて仕分けして技術班だったらもうほとんどが建設課とおっしゃっていましたが、建設課の職員さんがその現地を一生懸命見てくださって災害復旧に持っていかれていると思うんですけども、それは37件全てなんでしょうか。全てが網羅されているんでしょうか。37件で町ができることは全て網羅されているんでしょうか。それとも、ほかにできていないところがあるんでしょうか。まだ間に合っていないところがあるんでしょうか、それをお答えください。

○議長（武道 修司君） 野正学校教育課長。

○学校教育課長（野正 修司君） 学校教育課の野正でございます。

具体的な事業ということで質問があったと思いますけれども、この事業は4月に遡って購入した分も対象にできるということでございますので、各学校が今までに買われた例えば調理員の冷却ベストとか暑さ対策のスポットクーラーとか、その辺も対象になるという事業でございますので、なるべく——ほかのお金を立替えという言葉はよくないかもしれませんが、ほかのお金を活用して購入している部分もありますので、そういうことはなるべくしないように早く交付するためにも専決処分ということでお願いいたしました。

以上です。

○議長（武道 修司君） 神崎建設課長。

○建設課長（神崎 秀一君） 建設課、神崎でございます。

災害の住民の方への連絡についてですが、建設課に上がってきた分につきましては、現地を調

査いたしまして、例えば個人さんの宅地とかが崩れているような場合には公共災とかにはなりませんので個人の方で直していただくというような形になると思いますが、それまでの調査に時間がかかりますので、それを調査した後お答えをするという形になっております。

それから、先ほどの37件で全てかどうかということでございますが、これに関しまして、今回の予算につきましては、主に水路や道路に土砂が流れてきたものを取り除くためのものございまして、その後、工事で対応しないといけないものもまだございますので、全てではございません。それはまた調査してからになります。

○議長（武道 修司君） よろしいですか。——ほかにございませんか。池亀議員。

○議員（13番 池亀 豊君） 先ほど、この学校保健特別対策事業費補助金の説明があったんですけど、先日、荻田町が小中学校の感染症対策などの補正を専決処分しているのが報道されていますけれど、補正の内容で教職員の負担を軽減するため、全小中学校に学習支援員、学習の準備やチェックなどや、スクール・サポート・スタッフ、健康管理や校内消毒などに配置するという事業に補正で専決処分しているんですけど、築上町も以前そういう会計年度任用職員か何かを活用してそういうことをやるというふうなお話があったと思うんですが、この件に関しては今どういう状況でしょうか。今回の補正は何か関係があるのでしょうか。

以上です。

○議長（武道 修司君） 野正学校教育課長。

○学校教育課長（野正 修司君） 学校教育課の野正でございます。

9月補正に、先ほど言われましたスクール・サポート・スタッフについては、全部の学校分ではございませんが、4校分の4人を一応、補正では要求したいと考えております。

以上です。

○議長（武道 修司君） 池亀議員。

○議員（13番 池亀 豊君） 4校分の4人ということは、それ以外の学校はないということですか。これから考えるということでしょうか。

○議長（武道 修司君） 野正学校教育課長。

○学校教育課長（野正 修司君） 学校教育課の野正でございます。

一応、今想定しているのは児童生徒数の多い学校で、その4校を対象とするということで考えております。

以上です。

○議長（武道 修司君） 池亀議員。

○議員（13番 池亀 豊君） 当然、人数のより多い学校が先生の負担が多くなるので、そういうこともあると思います。ただ、先生の負担を少しでも軽くできるような事業をぜひお願いし

たいと、考えていただきたいと思います。特に、この暑さの中で先生が消毒なんかをしたり、熱を測ったりというのは大変だということで、全国で報道されています。ぜひ子供たちを守るためにも先生を守る事業を進めていっていただきたいということだけ申し述べて、答弁は結構です。

○議長（**武道 修司君**） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**武道 修司君**） これで、質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**武道 修司君**） 次に、賛成意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**武道 修司君**） これで、討論を終わります。

これより、議案第60号について採決を行います。本案に対する反対意見はありません。議案第60号は承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**武道 修司君**） 異議なしと認めます。よって、議案第60号は承認することに決定をいたしました。

日程第5. 議案第61号

○議長（**武道 修司君**） 日程第5、議案第61号工事請負契約の締結についてを議題といたします。

職員の朗読に続いて、提案理由の説明を求めます。椎野財政課長。

○財政課長（**椎野 満博君**） 議案第61号工事請負契約の締結について「防災安全交付金事業」椎田駅北口駅前広場整備工事について、次のように工事請負契約を締結するものとする。令和2年8月6日提出、築上町長新川久三。

○議長（**武道 修司君**） 新川町長。

○町長（**新川 久三君**） 議案第61号は、工事請負契約の締結でございます。

本案件は、椎田駅北口駅前広場整備工事でございますが、本請負契約案は令和2年7月14日に条件付一般競争入札を行った結果、7者の入札参加がございまして、結果は、別紙入札結果表のとおりでございます。松山建設株式会社京築支店が消費税込みの1億10万円で落札、仮契約を現在行っておるところでございます。

あと工事概要等は資料にあると思いますけれど、よろしく御審議を頂き、御採択をお願いいたします。

○議長（武道 修司君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑のある方。工藤議員。

○議員（5番 工藤 久司君） この椎田駅前広場の整備に関しては、向かって右側が用地買収をしながら駅にロータリーができて、ということで、以前から説明を受けております。今までかかった経費というか、工事費を含め、この1億円も含めて用地買収等々で結構な金額がかかっているとしますので、その総額がざあっと分かればお答えください。

○議長（武道 修司君） 首藤都市政策課長。

○都市政策課長（首藤 裕幸君） 都市政策課の首藤でございます。ただいまの御質問にお答えいたします。やっとなのですが、今年度については予算ベースではじいておりますので、落札後ではなくて予算ベースで回答させていただきたいと思っております。

それで、ざあとなのですが、平成28年度から現在までで4億3,600万円程度かかっております。28年度が基本設計で918万円、29年度が詳細設計や調査業務等で約1,500万円、30年度が補償の採算性や用地補償費で1,200万円、昨年度が駐輪場の工事とかシンボルタワーの解体・設置工事とか、それと用地補償を行いまして約2,500万円程度となっております。それで今年度に至っております。

駐輪場や駅広に係る関連した事業として、駐輪場の移設や電波障害による移設などがありまして、その事業費が大体3,600万円程度かかっておりますので、純粹に駅広だけで言うと約4億円ということになっております。

以上です。

○議長（武道 修司君） 工藤議員。

○議員（5番 工藤 久司君） 4億円以上のお金をかけて駅前を整備するわけですから、本当にここが——以前も副町長に申したとおり、やはり活性化ということで駅前をしたいと。活性化するのであれば、やはり一番重要と思えるのがJRとの交渉であったりとか地域の皆さんの協力を得て、あそこの駅前を活性化するように、にぎわうようにするということが一番肝心ではないかなと思っておりますが、JRとの協議とか地元との協議で活性化案というのを今、町でどのような形で推し進めているのか、あればお願いいたします。

○議長（武道 修司君） 首藤都市政策課長。

○都市政策課長（首藤 裕幸君） 都市政策課、首藤でございます。

駅前の活性化についてですが、駅前については第2次築上町総合計画の中でも、活力とにぎわいのあるまちづくりで町の中心を担ってきた駅前、椎田駅と築城駅を中心に再度の編成が必要であるということがうたわれておりますので、今回も併せて活性化を図りたいと思っております。

ただ、具体的な案についてはJRとの協議もしておるんですが、JRのほうは今、縮小の方針

が出ておりましたなかなか乗り気にならないということで、それで再度、駅前を中心に活性化を図るためということで今後、商工会や関係各課と協議しながら、いかに活性化を図っていくかというのは具体案がまだできてはいませんが、今後模索していく予定でございます。

以上です。

○議長（**武道 修司君**） 工藤議員。

○議員（**5番 工藤 久司君**） 今、課長のほうから、JRも昨日、赤字決済で150億円ぐらい赤字が出ておると。JRの路線に関してはやはり縮小縮小という形で今、JRも考えていると思います。せっかくこれだけ大きな事業をして駅がきれいになるわけですから、やはりそこににぎわいというものがないと4億円という費用対効果というのが生まれないんじゃないかなと思いますので、ぜひJRとの交渉、地域との交渉をしっかりとしながら、椎田駅前に限らず築城駅前ににぎわいが起こるような計画を立てて進めていただきたいと。回答はいいです。

○議長（**武道 修司君**） ほかにございせんか。宗議員。

○議員（**7番 宗 晶子君**） 政策についてちょっと伺いたと思います。こちらは一般競争入札の告示が6月17日になされましたね。

参考までに質問させていただきたいんですけども、質問内容はちょっと第62号にも関連するんですけども、入札告示、こちらの書類はもうホームページからはなくなりましたが、入札期間中はこれが告示されておりました。

その2番に、入札参加資格に関する事項というのがあります。そこに条件付一般競争入札に参加できる者は、告示日現在において、次に掲げる要件を満たす者でなければならないと書かれています。いっぱい内容があるんですけども、その中に地域要件が明記されていますが、駅前広場整備工事については築上町内に――間を抜きまして、築上町内に本社・本店または支社等を有する者であることと明記されております。

一方、議案第62号のほうですが、こちらと同時に告示が出ていたわけですけども、こちらは地域要件が福岡県内に本社・本店または支社・支店を有する者であることと書かれております。なぜ、その入札要件に業者の違いがあるのか、例えば法令や条例やガイドラインに残す根拠があるのかを御教示いただければと思います。

○議長（**武道 修司君**） 八野副町長。

○副町長（**八野 紘海君**） 今、2件の入札案件を提案させていただいております。その案件について、一つは町内、一つは町外を含めた業者という形で入札をしております。これについては建設業法に基づく事業種目という形で基本的な部分がございます、例えば駅前広場でしたら特定建設の数字が1億円ですので、特定建設業の許可を持っている800点以上ということで、来たのは町内の業者でその能力があるという形で、そのような要件をつけております。

それと管工事につきましては、営業、事業、建設業法に基づく事業種目については、これは工事の中身が空調設備でございます、下城井小学校の。これについては建設業法に基づいて、空調設備工事は管工事が適当であるという形で、管工事のほうから選ぶという形でしております。

そして、なおかつ、これも数字が金額が1億円以上ということですので、特定建設業の許可を持っている業者で、なおかつ800点以上の点数を持っているのであれば施工能力があるという形で、指名審査委員会で決めたところです。

以上です。

○議長（武道 修司君） 宗議員。

○議員（7番 宗 晶子君） 築上町と福岡県の違いと聞いたのに両方とも同じ内容の回答を頂いたようで、ちょっと私もどうしたらいいのか。もっと勉強しますが、今の回答では分かりかねたのが事実でございます。もし、よかったら議員間でも勉強会をできたらいいなあと思います。

それで、私もちょっと初めて入札のことを勉強したので、2点目を伺いたいと思います。

必要な要件の内に、先ほど副町長がおっしゃったんですけれども、土木一式工事に関わる総合評価値（P）が800点以上になることと明記されています。

こちらは情報公開請求で、登録業者名簿一覧表を情報公開請求させていただきまして、今こちらにあるんですけれども、この点数が総合評価値（P）というのがここにありますが、この辺りに。それに基づいて、ここが何点以上あるということで判断されていると思うんですけれども。となると、この中から抽出すればいいんですけれども、この登録業者名簿一覧表に記載されている業者さんで800点以上、土木一式工事業に関わる総合評価値（P）が800点以上の業者さんは何業者さんぐらいあるのか、お分かりになったら教えてください。

○議長（武道 修司君） 八野副町長、マイクを。

○副町長（八野 紘海君） 駅前広場につきましては、8者、そして管工事につきましては、おおむね80社程度あるということでございます。

以上です。

○議長（武道 修司君） 椎野財政課長。

○財政課長（椎野 満博君） 財政課、椎野でございます。副町長の答弁について、ちょっと補足させていただきたいと思います。

議案第61号に関する件でございますけれども、土木の町内業者の分、800点以上が8者ということでございます。

次の議案第62号につきまして、福岡県内の管工事を持っている業者で、800点以上の者が約80者でございます。

先ほどの管工事に関しましては、町内で特定の管工事を出しているところは11者ほどあるんですが、その分が全て一般の許可区分でございまして、町内は特定の区分を持っている業者がゼロというところで、県内に枠を広げてあるという理由でございます。

以上です。

○議長（武道 修司君） 宗議員。

○議員（7番 宗 晶子君） はい、よく分かりました。ありがとうございます。

そうしたら最後に、今、第61号に関しては8者のうち、7者の業者さんが参加されたという。では、この800点という区切りの根拠というものがあるんでしょうか。福岡県にお聞きしましたら、何か730点とかということで業者さんの数によって点数制限をかけていらっしゃるみたいなんですけれども、築上町はなぜ800点以上という制限で区切られたのでしょうか。ほかの入札を見ても、やっぱり00点で次の——今、入札に上がっています漁港とかの工事は900点以上とかになっているので、何か半端な数字ではなくて00点、100点単位だから、そういうふうに区切られたのか、ちょっと御教示をお願いいたします。

○議長（武道 修司君） 八野副町長。

○副町長（八野 紘海君） まず最初に、築上町に指名登録をされた方の件数が何者あるか、そしてその施工能力がどれくらいの点数の会社であれば、この工事については能力があるかということ判断をしまして、これは点数、例えば学校でしたら何点以上とか、保育園でしたら何点以上とか、それについてはもうそれぞれの各町村の指名審査委員会で協議した上で決めることであって、他町がこうだから他町のまねをするということではありません。

以上です。

○議長（武道 修司君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） それは執行権の範囲で決定していかざるを得ないという形でございますので、そこのところはお任せしていただきたいと思います。

以上です。

○議長（武道 修司君） ほかにございせんか。塩田議員。

○議員（11番 塩田 文男君） このロータリーの工事の件ですが、前が県工事になっていくわけですけど、下水道管あたりの計画はこの今回の工事には含まれているんでしょうか、お尋ねします。

○議長（武道 修司君） 首藤都市政策課長。

○都市政策課長（首藤 裕幸君） 都市政策課、首藤でございます。

下水道管については今回影響がありませんでしたので含まれておりませんが、水道管のほうに影響がございましたので、水道管の切替え工事を今回組ませてもらっております。

以上です。

○議長（武道 修司君） 塩田議員。

○議員（11番 塩田 文男君） 下水道は関係なくて水道管ということで、もう前から心配している。今度の県工事がありますよね、下水道につなぐ。そこは下水道に必要な箇所かと思うんですが、同時か先にやるのか、後にまたはぐるということがないようにここは再三言った記憶があるので、その辺は大丈夫でしょうか。

○議長（武道 修司君） 首藤都市政策課長。

○都市政策課長（首藤 裕幸君） 申し訳ございません。今回の本町の駅広工事については、下水道管には影響がございませんでしたので、この工事には含まれておりませんが、県道の工事のときには影響がございますので、ここら辺は県のほうが一応、今年が用地補償で来年度以降工事を計画しておりますので、今協議を詰めておるところでございます。

以上です。

○議長（武道 修司君） ほかにございませんか。田原議員。

○議員（10番 田原 宗憲君） この資料、第61号についてなんですが、入札の告示書がありますよね。議案の資料として今後、入札の参加条件とか今、数人の議員さんは多分見たことがあるから福岡県とか築上町とかいうようなことと言っているんですが、何を質問されているか多分ほかの議員さんは分かっていないと思うんですよ。だから、今後その入札の告示書は議案の資料として添付していただきたいと。

それと先ほど町長が執行権と言われたので質問しにくいんですが、一応お答えになられるだけで構いませんので、ちょっとお聞きしたいと思います。

入札の案件として、この駅前の分の工事に関しては指名登録業者が指名願を出している町内の業者、地域条件として築上町内に本店・支店が登記している会社を有する者、会社ということだと思います。それと建設業許可の種類は、特定建設業の許可として土木一式工事の800点というふうに記載されているんです。この中の条件が全部そろわないと参加できないのかです。そして、特定建設業と一般建設業の違いをちょっと教えてもらいたいんですが、この工事に関して一般建設業だけでも参加できたのか。

そして、今この入札は先ほど8者と言ったんですが、特定建設業者が多分8者ということと思うんですよね。町内に指名願を出している町内業者が8者だと思いますし、そして7者が入札しているんです。

ほかに町内にはAランクから多分Cランク、Eランクまでであると思うんですが、町内の登録業者が70者ほどいると思います。この地域条件に値する業者です。その中の特定建設業者にしたら70者のうちの8者の10分の1の業者に優遇しているのかなというふうに思うのですが、こ

こ築上町の町内というところを限定して、これを福岡県にしたときにどれぐらいの業者が参加できるのか。ましてや、800点以上の業者はどれだけの業者が参加できるか、ちょっとお聞きしてよろしいですか。あくまでも議案第61号にお答えください、第62号じゃなくて。

○議長（武道 修司君） 八野副町長。

○副町長（八野 紘海君） 今回の道路工事につきましては、金額が1億円以上ということは、築上町については、5,000万円以上は条件付一般競争入札という形でやっております。

そして、その中で1億円以上の工事を行うという形であれば、一般の建設業じゃなくて、やはり特定建設業の許可を持っている者が妥当であるということで、今まで全て5,000万円以上の1億円近い業者については特定建設業の許可を有する者という形で指名を組んでおります。これについてはこのほうが妥当というか、正しいやり方だなというふうな形で思っていますので、これを変えるつもりはありませんが、指定建設業者、ここにペーパーがあるんですけど、元請業者が下請金額の合計が4,000万円以上出す場合、やはり特定建設業の許可を持っていないと、それは出せないということなので、一般競争建設業300点の者を1億円の工事というわけにもいきません。

町内はA・B・Cのランク制も敷いていますので、やはり能力に応じた工事金額で指名を組んだり、条件付一般競争入札にしたりとやっています。

以上です。

○議長（武道 修司君） 田原議員。

○議員（10番 田原 宗憲君） この工事に関しては特殊な工事なので、私も特定建設業がふさわしいなと思っております。

ただ、町内の一般建設業、一般の競争入札の案件が去年ぐらいから何件かあるんですが、ジョイフルの進入路工事、去年たしか8,000万円ぐらいですかね。これを工種ごとに分ければ、橋の強化が3,000万円、道路の進入路工事が2,000万円、河川工事が3,000万円と。その中で、普通の一般土木の会社が4,000万円以上を多分下請に出すことはないんです。言っている意味わかりますよね。だから、こういうものの分に関しては建設課長が工事には詳しいと思いますので、その工事に関して4,000万円以上を下請に出す可能性があれば特定建設業、ただ5,000万円以上の工事を超えても4,000万円以下の下請を出す工事じゃない場合は、ここに築上町内に本店・支店という条件をつけているんですよね。だから、これは何かというと町内業者の育成というふうに多分しているんだと思います。

ただ、どうせするんであれば3,000万円、4,000万円の工事に関しても12者ぐらいの指名を多分組んでいると思うんですよ。だから、特定建設業というふういうたえば8者しかありません。その中で、去年から情報を見ていると7者しかありません。本当に築上町の町内の業者を

育成するのであれば、そこら辺は建設課長が一番詳しいでしょうから今、多分発注されているジョイフルの進入路工事、これに関しても金額はちょっと5,000万円を超えていると思うんですが、これも一般建設業の方が入札に参加しても工事は十分できると私は思うんですが、そこら辺を踏まえて、ただ何も考えないで800点にしているのか。だから、この7者に関しては810点から1,018点ですかね。業者が多分、P点の800点の方のところは810点から1,018点だったと思います。7者が。

だから、そこをもう少し多くの業者が参加できることによって、落札比率ももちろん下がるだろうし。だから、そこら辺を踏まえて案件案件で構いませんので、町内業者の育成のためにもう少し800点にこだわらず、例えば790点、780点でもいいと思うんですよ。そうすれば多分、何者かまだ増えていくと思うので、そこら辺は執行権なので口を出す気はありません。ただ、町内業者70者のうちの8者にこだわらなくて、育成をするのであれば建設課長に今この工事はどうかとかいうふうな意見を出してもらって、もう少し町内業者の育成のために考えたほうがいいんじゃないかなとは思っています。

以上です。

○議長（武道 修司君） 答弁は。新川町長。

○町長（新川 久三君） 工事の指名とか一般競争入札の範囲でしていくという、これも一応、執行権はさっき言ったように、我々の側でちゃんとした形でやっていくということで——ここで不正が出れば、また議員さんが我々にいろいろ追及してもらえればいいと思いますけれど、それがなければ一応、工事の発注については執行権の中でやっていくということで理解をしていただければと。これは当然じゃないかなと思っておるので、よろしくお願いします。

○議長（武道 修司君） ほかにございませんか。田原議員。

○議員（10番 田原 宗憲君） すみません、一応ちょっと誤解がないように言っておきますけれど。口を出しているんじゃないんですが、入札の告示書も資料として今後、添付してもらいたい。契約書ぺらぺらの1枚があって、入札が何者参加しているかと。だから、自分はこのホームページで入札の案件を見たから、そこは場合によっては福岡県、場合によっては築上町内、その築上町内のこの8者のためにしよるんであれば、それはそれでいいんですよ。だから、執行権に口を出すとか、そういう問題じゃなくて、資料を見たからには何で福岡県にしないのかなとかいう疑問が浮かびましたので。

だから、執行権に口を出しているわけじゃないので、その点は誤解をしないようにお願いします。それで、資料として今後、添付してください。

○議長（武道 修司君） いいですか。（発言する者あり）その資料を今後、出せるか出せんかを。八野副町長。

○副町長（八野 紘海君） 告示のときにはこの告示案をホームページに出していますので、議会の議決案件のときには当然出すべきだと思いますので、今後、出していききたいと思います。

以上です。

○議長（武道 修司君） ほかにございませんか。塩田議員、今度3回目になりますので。塩田議員。

○議員（11番 塩田 文男君） はい。大変失礼しました。これは最後に言わなくちゃいけなかったんです、議運の委員長です。

議運の中で、ロータリーの中で歩道がつく、これは要らないのか要るのかということで数名の議運のメンバーでいろいろ話になりました。最終的に、今日の本会議でこの辺を忘れないように、最初にもうこちらから……。執行部側から説明してくれということで議運が終わっています。これを誰もしないので、これは僕、最後に言わなくちゃいけないんです、委員長として。

議運に出た執行部の課長さんたち、皆さん、忘れたんですか、この話は。誰も説明しなくていいので、言わなかった理由をここではっきり言ってください。

○議長（武道 修司君） 八野副町長。

○副町長（八野 紘海君） これは私、議運に出ていましたので、議運に出た立場としてお答えしますけれども。

これについては警察と協議済みということで、後でどうのこうのやなくて歩道は要らないという形で警察との協議はもう済んでいるという見解でございましたので、今日あえて歩道を入れた資料を出すとかと絵を描くわけにもいきませんので、その点は手落ちでございました。今後、気をつけたいと思います。

以上です。

○議長（武道 修司君） 塩田議員。

○議員（11番 塩田 文男君） 今はもう歩道の話でよかったんです。

ただ、議運で決まったこと、これは職員の教育として私たちも見ているんです。約束して、だから今日、議運のメンバーは誰もその歩道のことを一言も言わないんですよ。言われる前にちゃんとそっちから説明のときに言えと約束したんやけれど、皆さん忘れられたみたいで、しないから私、言わなくちゃいけないんです、こうやって。あなたたちに対しての教育とっているんです。だから、なぜ言わないのかという気持ちが分からない、勝手な想像をしてしまうわけですよ。もう言わないといたらばれるけん、もう言わないなら言わない流れでいいかなと。

だから、今後こういうことが——十分結構あっているんです、今までそういうことは。もう僕たちも目をつむったことがあるので。約束したこと、はいちゅうて返事をもらった以上は。そこで議運が終わっているんだから、なぜ説明せんのかと。そこはしっかり町長、そういうところ

は——町長も忘れましたか、あのときのことを。だから、そういうのをしっかりとちゃんと守ってもらおうようにお願いします。

○議長（武道 修司君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武道 修司君） これで、質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武道 修司君） 次に、賛成意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武道 修司君） これで、討論を終わります。

これより、議案第61号について採決を行います。本案に対して反対意見はありません。議案第61号は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武道 修司君） 異議なしと認めます。よって、議案第61号は原案のとおり可決されました。

日程第6. 議案第62号

○議長（武道 修司君） 日程第6、議案第62号工事請負契約の締結についてを議題といたします。

職員の朗読に続いて、職員の提案理由の説明を求めます。椎野財政課長。

○財政課長（椎野 満博君） 議案第62号工事請負契約の締結について「防衛施設周辺防音事業」築上町立下城井小学校空調機器整備工事について、次のように工事請負契約を締結するものとする。令和2年8月6日提出、築上町長新川久三。

○議長（武道 修司君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） 議案第62号、これも工事請負契約の締結についてでございます。

本案は、下城井小学校の空調機器整備工事ということで、令和2年7月14日に条件付一般競争入札を行った結果、6者の入札参加がございました。

結果は別紙の結果表のとおりでございますが、雄志総合設備株式会社が消費税込みで1億129万9,000円で落札をしまして現在、仮契約をいたしております。

なお、工事の内容は、空調機器、あと配管、その他いろんな電気工事等々を含んでの工事概要でございます。よろしく御審議を頂き、御採択をお願いいたします。

○議長（武道 修司君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑のある方。田原議員。

○議員（10番 田原 宗憲君） 気づいた点だけ質問させていただきます。

この工事に関して工事概要があると思います。ここの議員さんは多分、分からないと思いますので。工事概要の中で、建築工事、設備、電気、機械とかありますよね。管工事で一般競争入札の募集をしているんですが、この比率をお答えください。お願いします。

○議長（武道 修司君） 椎野財政課長。

○財政課長（椎野 満博君） 財政課、椎野でございます。

今回の築上町立下城井小学校の空調整備工事でございますが、工事費の割合は、機械設備工事が54%、建築主体工事が32%、電気設備工事が14%となっておりますので、主体工事が建設設備工事であるため、管工事と判断しております。

以上です。

○議長（武道 修司君） 田原議員。

○議員（10番 田原 宗憲君） はい、分かりました。ということは、その管工事で発注したのは間違いなかったということによろしいですね。——はい。

以上です。回答はいいです。

○議長（武道 修司君） ほかにございませんか。宗議員。宗議員、マイク。

○議員（7番 宗 晶子君） また入札参加資格に関する事項の必要な条件についてお尋ねします。

こちらが建設業法27条、29条の規定に基づく総合評価通知書のうち、管工事に係る総合評価値（P）が800点以上であることと明記されています。

先ほど、こちらについても制限について確認したかったんですけども、執行権とおっしゃいましたので、この件については後で聞きます。

情報公開請求させていただきました登録業者一覧表、こちらの資料には管工事の評価点が明記されておられません。経営事項審査というのに点数が書いていますよね。土木、建設、電気、機械、水道の5項目は点数が書いてあるので分かるんですけども、管工事については書いていないので、入札に参加されている6業者さんが管工事の総合評価値をお持ちか否かというのが分からないんですよ。どうしたら分かるんですか、御教示をお願いいたします。

○議長（武道 修司君） 八野副町長。

○副町長（八野 紘海君） それについては建設工事指名登録業者一覧表の中で、経営事項審査の中で管工事の点数については分かるようになっておりまして、その点数で指名審査委員会で800点と決めています。点数は分かっておりますよ。

○議長（武道 修司君） 宗議員。

○議員（7番 宗 晶子君） そちらでは分かっていると。でも情報公開請求のこちらは登録業者一覧表には出していただけなかったということは、お認めになりますね、こちらには書いていないんですから。どこにも書いていない、私には分からない。でも執行部だけは、それは分かっているということですよ。

○議長（武道 修司君） 八野副町長。

○副町長（八野 紘海君） 情報公開の何の資料か分かりませんが、その内容を見ないことには今ちょっと私は何とも言えませんけれど。

○議長（武道 修司君） 宗議員。

○議員（7番 宗 晶子君） 大変不誠実な御答弁だと思います。

先ほど町長からは、800点の点数の根拠とかをお聴きしましたが、執行部は、執行権だから信じて任せてほしいとおっしゃいました。信じられないから聴いているんですよ。過去の事件もありました。今日は申し上げませんが、それだけしか。信じられないから、ここで根掘り葉掘り聴いているんです。一般競争入札、つまり条件付一般競争入札の条件というものは一体いつ、どこで、どういうメンバーがどのように、どういう基準に基づいて決定しているのでしょうか、御教示ください。

○議長（武道 修司君） 八野副町長。

○副町長（八野 紘海君） それについては起工何いがあった段階で指名審査委員会を開いて、条件、告示案を協議して定めているところです。

以上です。

○議長（武道 修司君） ほかにございませんか。工藤議員。

○議員（5番 工藤 久司君） 何点かなんですが、この下城井小学校の空調関係は今現在、何クラス使用されているのかと、全体の児童数というのは今、何人いるのかをお尋ねします。

○議長（武道 修司君） 野正学校教育課長。

○学校教育課長（野正 修司君） 学校教育課の野正でございます。

児童数は、全校で42名となっております。クラスですが、ちょっと今手元に資料がないんですが、複式もあるので4クラス、5クラスぐらいだと……。すみません、資料を持っていません。すみません。

○議長（武道 修司君） 工藤議員。

○議員（5番 工藤 久司君） これは表を見るとよく分からないんですが、令和4年度の2月までの工事になっています。2月28日。順次やっていくと思うんですけども、今現状、非常にコロナ禍で——6月の一般質問でもしましたが、暑い中、また騒音問題とかもある中で、下城井小学校の空調関係をするということは、今現状その対策というのはできているんですか。この暑

さに対する空調関係等は問題がないのでしょうか。

○議長（武道 修司君） 野正学校教育課長。

○学校教育課長（野正 修司君） 学校教育課の野正でございます。

工事につきましては、参考資料の図面にもございますように色分けしているとおり、まず、紫、青、緑、オレンジ、黄色の順番でローリング方式で行う計画としております。それで全部の学校が一遍には工事ができませんので、一応、来年度にまたがっての工事期間としているところでございます。

以上です。（発言する者あり）

○議長（武道 修司君） 野正学校教育課長。

○学校教育課長（野正 修司君） 野正でございます。

現状でございますが、効きは若干悪いということ聞いておりますが、全然効かないというわけではないと。

○議長（武道 修司君） 工藤議員。

○議員（5番 工藤 久司君） これを見ると小っちゃな字でローリング方式とか、何かこう見えないので、もうちょっと大きく書いてもらえますか。

それと、できれば早めに、まだまだ暑い日も続くし、来年度もしかり、やっぱりそういうことを考えると効きが悪いとかということは、ひよっとしたら故障する可能性もあるわけです。そうなると、教室が空いているとはいえ、そういういろいろな問題が出てくる可能性がありますので——これだと何か音楽室と図書室、これが今年度になっているんです。今年度と。教室からやっていくべきじゃないかなというのは思ったんです。音楽室も大事なんだろうし、それは一遍にできないちゅうことなんでしょう。

順次とすれば一番この子供たちが使う1年生、2年生のいる教室とかというような形でやっていくべきじゃないかなとは思いますので、こういう形で決めているのであればあれでしょうけれど、そういう事故が絶対に起こらないように、この対応だけを求めて、答弁はいいです。

○議長（武道 修司君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武道 修司君） これで、質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武道 修司君） 次に、賛成意見のある方。宗議員。

○議員（7番 宗 晶子君） 議案第62号に対して、賛成の立場で意見を述べさせていただきます。

ただいまの執行部の御答弁は全く不誠実でした。（発言する者あり）反対じゃないです、賛成意見です。町長はいつも法令遵守、コンプライアンス遵守と掛け声のようにおっしゃいますが、ただいまの副町長の答弁、モラルハザードを起こしています。議会に対して全く誠実でない、不信感がますます大きくなった議案でございました。

しかしながら、空調工事というのは大切なことで、子供の命と健康を守るためのものであります。なので、私の賛成意見とさせていただきます。

以上でございます。

○議長（**武道 修司君**） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**武道 修司君**） これで、討論を終わります。

これより、議案第62号について採決を行います。本案に対して反対意見はありません。議案第62号は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**武道 修司君**） 異議なしと認めます。よって、議案第62号は原案のとおり可決されました。

○議長（**武道 修司君**） 以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

これで、令和2年第4回築上町議会臨時会を閉会いたします。お疲れ様でした。

午前11時12分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

年 月 日

議 長

署名議員

署名議員